

軽自動車税の税率について

○原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、二輪の軽自動車と二輪の小型自動車、小型特殊自動車については、**【表1】**の税率を適用しています。

【表1】 原動機付自転車及び二輪車など

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc 以下又は定格出力 0.6kw 以下 （特定小型原動機付自転車含む）	2,000 円
	125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下	2,000 円 （令和 7 年 4 月 1 日より導入）
	50cc 超 90cc 以下又は 定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下又は 定格出力 0.8kw 超 1.0kw 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車(125cc 超 250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車(250cc 超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円

○軽自動車（三輪・四輪以上）については、

- ・自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 27 年 4 月以降の車両から**【表 2】**の標準税率を適用しています。
- ・排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた新車に限る。）は、**【表 2】**の軽課税率を適用します。※令和 8 年度のみ適用
- ・自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 25 年 4 月以降の車両は**【表 3】**の旧税率を適用しています。
- ・自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 25 年 3 月以前の車両（電気自動車などは除く。）は、**【表 3】**の重課税率を適用しています。

【表 2】 三輪及び四輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 27 年 4 月以降の車両の場合（グリーン化特例あり）

車種区分		税率（年額）			
軽自動車		標準税率	初度検査年月が令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の車両 〔グリーン化特例（軽課税率）〕令和 8 年度のみ適用		
			電気自動車・ 天然ガス軽自動車 (ア) 75%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車 (イ) 50%軽減 (ウ) 25%軽減	
三輪		3,900 円	1,000 円	2,000 円 (乗用営業用【注1】のみ)	適用なし (令和 7 年度までの適用)
四輪以上	乗用	自家用	10,800 円	2,700 円	適用なし
		営業用【注1】	6,900 円	1,800 円	3,500 円
	貨物用	自家用	5,000 円	1,300 円	適用なし
		営業用【注1】	3,800 円	1,000 円	適用なし

【注1】「営業用」とは、自動車検査証に「事業用」と記載されている車両が該当します。

(ア)・(イ)・(ウ)は、下表の基準を満たした車両

(ア) 75%軽減	電気自動車 天然ガス軽自動車 (平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの)	
(イ) 50%軽減	平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車、又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車	+ 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準を 90%達成した車両
(ウ) 25%軽減		+ 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準を 70%達成した車両

※(ウ)は令和 8 年度適用なし(令和 7 年度までの適用)

【表 3】 三輪及び四輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 27 年 3 月以前の車両の場合（重課あり）

車種区分		税率（年額）		
		平成 25 年 4 月以降 (旧税率)	平成 25 年 3 月以前【注 2】 (重課税率)	
軽自動車	三輪	3,100 円	4,600 円	
	四輪乗用車	自家用	7,200 円	12,900 円
		営業用【注 1】	5,500 円	8,200 円
	四輪貨物車	自家用	4,000 円	6,000 円
		営業用【注 1】	3,000 円	4,500 円

【注 2】賦課期日（4 月 1 日）現在、初度検査年月から 13 年を超える車両が対象です。（令和 8 年度は平成 25 年 3 月以前の車両が該当）



軽自動車の車検は、
軽JNKS
で変わる!

令和 7 年 4 月から、
小型二輪も対象

Jidoshazai Nofu Kakunin System
軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、
継続検査窓口での納税証明書の提示が**不要**になります!

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

【注意】軽自動車税を納付後すぐ継続検査がある、他市へ引越した直後などの場合は、納税証明が必要になる場合があります。